

福岡県公報

平成二十四年十二月十八日
第三千四百五十五号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十二月十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則
則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四の二中「公益的法人等派遣条例第二条第一項」を「外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項」に改め、「復帰した職員」

の下に「又は福岡県職員の分限に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第四十三号。以下「県職員分限条例」という。)第三条第一号、福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号。以下「警察職員分限条例」という。)

第二号若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号。以下「学校職員分限条例」という。)

第三条第一号の規定による休職から復職した職員」を加え、「当該復帰」を「当該復帰又は復職」に改める。

第十二条の二十二の七第一号中「公益的法人等派遣条例第二条第一項」を「外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項」に改め、「復帰した職員」の下に「又は県職員分限条例第三条第一号、警察職員分限条例第二条第一項第二号若しくは学校職員分限条例第三条第一号の規定による休職から復職した職員」を加え、「当該復帰」を「当該復帰又は復職」に改める。

第十二条の三十一第二項第一号中「公益的法人等派遣条例第二条第一項」を「外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項」に改め、「復帰したこと」の下に「又は県職員分限条例第三条第一号、警察職員分限条例第二条第一項第二号若しくは学校職員分限条例第三条第一号の規定による休職から復職したこと」以下「復帰等」という。)を加え、「当該復帰」を「当該復帰等」に改め、同項第七号中「復帰」を「復帰等」に改める。

第十六条第一号中「福岡県職員の分限に関する条例(昭和四十六年福岡県条例第四十三号。以下「県職員分限条例」という。)

第三条、福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号。以下「警察職員分限条例」という。)

第二条若しくは福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号。以下「学校職員分限条例」という。)

第三条)を「県職員分限条例第三条、警察職員分限条例第五号一紙の「裏面」記入上の注意の7中「又は公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する派遣から職務に復帰した者」を「、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した者又は県職員分限条例第3条第1号、警察職員分限条例第2条第1項若しくは学校職員分限条例第3条第1号の規定による休職から復職した者」に、「又は「復帰」」を「復帰」又は「復職」」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。